



各 位

2025 年 5 月 15 日

会 社 名 中 越 パルプ 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 福 本 亮 治
(コ ー ド 番 号 3877 東 証 プ ラ イ ム 市 場)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 副 本 部 長 兼 管 理 部 長
秋 永 吉 男
(TEL. 0766-26-2404)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」について2025年6月25日開催予定の第109期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主の皆様への利便性向上の観点から、新たに単元未満株式の買増制度を導入すべく、単元未満株式の買増制度に関する規定を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～ 3. (条文省略) (新 設) (新 設) 第10条～第41条 (条文省略)	(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり) 1. ～ 3. (現行どおり) <u>4. 次条に定める請求をする権利</u> (<u>単元未満株式の買増し</u>) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 第11条～第42条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 25 日 (予定)

以 上